資料6

公共交通不便地域の再定義について

目　次

1. 公共交通不便地域の考え方

2. 新たな「公共交通不便地域」の定義

3. 今後の予定

1. 公共交通不便地域の考え方

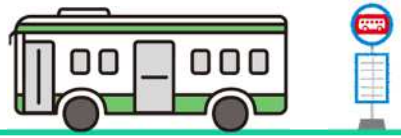

＜新しい公共交通不便地域の定義＞

■超高齢化社会　→　高齢者を想定した「公共交通不便地域」を設定。

※「高齢者のみ」を想定しているのではなく、「高齢者を想定すれば、移動に不自由を感じる方の大半はカバーしている」という考え方。

■距離設定は国の基準
【高齢者の一般的な徒歩圏５００m、バス停の誘致距離「利用圏域」３００m】
より以下のように再定義。

【現在の定義】：　鉄道駅から５００m以上、バス停から２００m以上
【新たな定義】：　鉄道駅から５００m以上、バス停から３００m以上

■距離以外の視点として、「勾配」「路線バスの運行本数」も考慮。

【路線バスの運行本数】
国の基準である「基幹的公共交通路線」３０本/日未満のバス停を控除。ただし、あくまで公共交通不便地域を設定するためのものです。

2. 新たな「公共交通不便地域」の定義

	圏域（単位m）		勾配	路線バス本数
	鉄道駅	バス		
現在の定義	500	200	考慮しない	考慮しない
新たな定義	500	300	考慮する	考慮する

【現在の公共交通不便地域】

【新たに定義する公共交通不便地域】

公共交通利用圏域
公共交通不便地域
鉄道駅
バス停
30本未満バス停

3. 今後の予定

新たな「公共交通不便地域」を基に、公共施設圏域や人口特性などを踏まえた「重点検討地域」を別途定める。

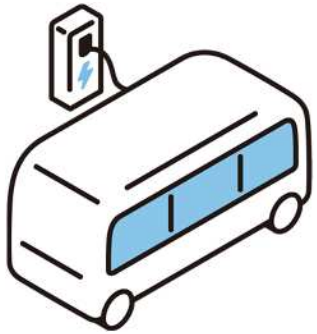

地域ごとのニーズも踏まえながら、地域住民・交通事業者と連携・協働して、公共交通不便地域対策に取り組む。